

条例の概念図

目的（第1条）

中小企業等の振興に関し、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、中小企業等の振興のために行う基本的事項を定めることにより、中小企業等の振興のための施策を総合的に推進し、活力ある地域社会と豊かな市民生活の実現に寄与することを目的

基本理念（第3条）

- ◆中小企業者等の自主的な努力及び創意工夫による取組が促進されることを基本として推進
- ◆中小企業者等が本市の産業の中核として、地域の経済及び雇用を支え、市民生活の向上に貢献する重要な存在であるとの認識の下に推進
- ◆中小企業者等により経済的社会的環境の変化への円滑な対応が図られることを基本として、中小企業等の発展のための支援が重要であるとの認識の下に推進
- ◆市、中小企業者等、中小企業等支援機関等の各主体が相互に連携し、市民の協力を得て推進
- ◆経営資源の確保が特に困難である小規模企業者に配慮して推進

各主体の責務・役割等

教育機関（第9条）

- ・健全な職業観・勤労観の醸成

市民（第10条）

- ・中小企業等の振興への理解・協力

中小企業者等（第5条）

- ・自主的な努力及び創意工夫による経営の向上
- ・人材の育成・雇用の安定・従業員の福利厚生
の向上・仕事と生活の調和の実現
- ・誰もが意欲的に働き続けることができる環境
整備等地域における雇用機会の創出 など

大企業者（第7条）

- ・中小企業等の重要性について理解
- ・中小企業者等と連携・協力

金融機関（第8条）

- ・資金の円滑な供給のほか経営の
向上のための支援

市（第4条）

- ・中小企業等の振興に関する施策の策定・実施
- ・必要な体制の整備、必要な財政措置
- ・国、県その他関係機関、関係団体との連携
- ・市民・関係者の理解を深めること

中小企業等支援機関（第6条）

- ・中小企業者等の経営の向上のための取組の積
極的な支援

基本的施策（第2章）

経営の革新の促進（第11条）

受注機会の増大（第16条）

円滑な創業の促進（第12条）

円滑な事業承継の支援（第17条）

新たな事業分野への進出の促進（第13条）

資金供給の円滑化（第18条）

積極的な販路開拓の促進（第14条）

連携の促進（第19条）

人材の育成及び確保の支援（第15条）

支援に関する情報の提供（第20条）

小規模企業者への配慮（第21条）

小規模企業者の事業の持続的発展
を図るために必要な措置

富士市中小企業等振興会議（第22条）

- ・中小企業等の振興に関する重要事項の
調査、審議
- ・中小企業等の振興のための施策の評価
- ・中小企業等の振興に関する事項について
市長に意見

中小企業及び小規模企業の振興